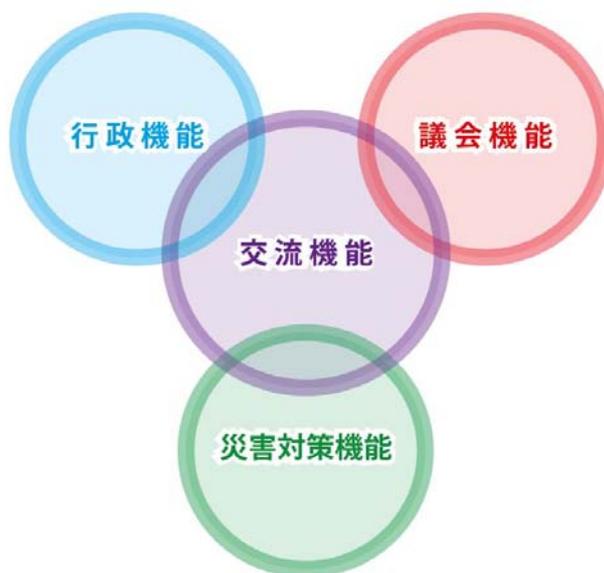


1 新庁舎が備えるべき基本的な機能

新庁舎の基本目標を踏まえ、行政機能、議会機能、災害対策機能、交流機能の4つを新庁舎が備えるべき基本的な機能として位置付け、建替えを行うものとします。

機能	基本的な考え方	主な想定諸室
行政機能	川崎市政を担う中核施設として、執務効率を高めるとともに、市民サービスの向上を図るための機能を確保します。	執務室、会議室、窓ロスペース、応接室、書庫、倉庫 等
議会機能	効率的な議会運営が行えるよう整備するとともに、市民に開かれた機能を確保します。	議場、議長・副議長室、議員控室、委員会室、応接室、会議室 等
災害対策機能	高い耐震性能と業務継続性を備え、市民が安全・安心に暮らせるよう、災害対策活動の中核拠点として、迅速に対応できる機能を確保します。	災害対策本部室 等
交流機能	本庁舎のエントランス空間等と併せて、地域に開かれた交流空間や情報発信スペース等を確保します。	交流空間、情報発信スペース 等



ダイアグラムイメージ

2 新庁舎の諸室等床面積（総務省基準で試算した場合の目安）

地方自治体の庁舎の規模を算定する際の目安として、「総務省地方債同意等基準運用要綱」（以下「総務省基準」という。）で平成 22 年度まで定められていた、起債対象となる事務室等の標準面積があります。

新庁舎の諸室等床面積の目安を算出するための一つの目安として、本庁の職員数を 3,370 人と想定し、総務省基準を基に、「本庁の目標面積」から「第3庁舎における現況面積」を差し引いて新庁舎床面積を計算すると、次のとおり 56,800 m²程度となります。

これは、あくまでも現時点での目安ですので、今後、施設計画を検討する中で精査することとします。

室名	想定職員数 (人)	【A】 本庁の 目標面積 (m ²)	【B】 現況面積 (m ²)	【A - B】 新庁舎床面積 (m ²)
		総務省基準 * 職員数から計算	第3庁舎における ①~③の面積	
①事務室	特別職	6		
	局長級	20		
	担当理事(局長級)	10		
	部長級	94		
	課長級	330		
	課長補佐・係長	780		
	一般職員	1,515		
	製図に携わる職員	61		
	非常勤職員	314		
	臨時職員	78		
	常駐の委託職員	162		
(計)	3,370	31,600	6,200	25,400
②倉庫・書庫		3,800	600	3,200
③会議室等諸室 (会議室・電話交換室・便所・洗面所・その他諸室)		19,700	9,900	9,800
小計(①+②+③)		55,100	16,700	38,400
④動線関係 (玄関・広間・廊下・階段等)	総務省基準 (①+②+③) × 40%			15,400
⑤議会関係 (議場・委員会室・議員室)	総務省基準 * 議員数から計算			3,000
			諸室等床面積	56,800

※駐車場部分の面積は除く。

3 施設のリスト

(1) 諸室等

他都市の一般的な本庁舎における諸室等の事例を下記に示します。今後、こうした事例も参考にしながら、精査してまいります。

なお、「本市における想定面積」は、現時点での目安です。

機能分類		必要諸室	機能概要	本市における 想定面積 (㎡)	
①事務室	事務室	事務室	各課の執務室の合計面積	25,400	
		市民相談スペース	職員が市民の相談等に対応をするスペース		
	特別職専用	市長(執務)室	市長の執務室		
		副市長(執務)室	副市長の執務室		
		秘書課	市長・副市長の秘書が日常業務を行う室		
		応接室	市長・副市長が応接対応する室		
②倉庫・書庫	保管文書機能	書庫 倉庫	文書保管用の室 物品等保管用の室	3,200	
③会議室等諸室	会議室	会議室	各々の課の職員や市民との会議・打合せを行う室	9,800	
	市民利用スペース	情報発信スペース	市政情報や市の歴史・文化等の発信ができるスペース		
		カフェ・レストラン (必要に応じて)	市民が利用でき、地域の賑わいを資するようなカフェ、またはレストラン		
			災害対策スペース		災害対策本部事務局
	災害対策本部室	有事の際に、災害対策本部会議を開催する室			
	災害情報室	有事の際に、防災行政無線の無線統制や災害情報の収集を行う室			
	防災行政無線等機材室	防災行政無線の主装置や無停電電源装置等の防災・危機管理業務に必要な設備を設置する室			
	多目的スペース	発災時における外部からの防災関係機関の受入れや職員職員の休憩等、多目的に利用できるスペース			
	備蓄倉庫	備蓄用の飲料水、食料、毛布等の倉庫			
	宿直室	危機管理の担当職員が寝泊りを行う室			
	その他諸室	電話交換室	電話回線を相互接続し電話網を構成する室		
		更衣室	職員用更衣室		
		医務室	医師が職員の健康相談等に対応する室		
		休憩室	職員の休憩する室		
		サーバー室	情報システムのサーバー等を設置する室		
		印刷室	製本や大量印刷等を行う室		
		放送室	放送用設備を設置する室		
		記者会見室	記者会見を行う室		
		外部監査人室	外部監査人が執務を行う室		
		宿直室	宿直職員が寝泊りを行う室		
		職員食堂	職員食堂		
		サービス諸室	便所		多目的、来庁者用、職員用等
			給湯室		職員用の給湯コーナー
	授乳室		小さなお子さんへの授乳・オムツ替えスペース		
	設備室	機械室	空調設備機器を設置する室		
		電気室	電気設備機器を設置する室		
		自家発電室・発電機室	自家発電機器を設置する室		
消火ポンプ室、その他		消火ポンプ室等			

機能分類		必要諸室	機能概要	本市における 想定面積 (㎡)
④動線関係	滞留空間	交流空間 (必要に応じて)	エントランス空間等と一体的に整備される、地域に開かれた空間	15,400
		エントランス空間	市庁舎の顔となり、人を招き入れる空間	
		待合スペース	来庁が多い、待合時間が長い課に設置	
	移動空間	階段	来庁者用、職員用と複数設置する場合あり	
		通路	動線部分	
		エスカレーター	低層部に吹抜やアトリウムを設置した場合、必要に応じて設置	
		エレベーター	来庁者用、職員用、非常時用等	
⑤議会関係	議会関連	議場	議会が審議を行う場	3,000
		正副議長室	正副議長の執務・控室	
		委員会室	議会の委員会が審議を行う場	
		議会応接室	議会専用の応接室	
		議会図書室	議会専用の図書室	
		議員控室	議員の執務・控室	
		議会傍聴者ロビー	議場の傍聴席に入る前の溜まりスペース	
		会議室	議員が会議・打合せを行う室	
		①～⑤合計		

(2) 駐車場等

- ・ 駐車場・駐輪場

来庁者用・公用車用等の駐車台数は、適正な台数を検討してまいります。

- ・ ヘリポート

設置の必要性の有無について、今度、関係各局と協議の上、調整してまいります。